

議案第 34 号

橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

橋本市個人情報保護条例(平成18年橋本市条例第12号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報という。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(開示の請求) 第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって当該本人の特定個人情報に係る開示の請求をすることができる。第18条及び第20条の2に規定する請求にあつても、同様とする。ただし、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定個人情報の利用停止の請求) 第20条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されるとき、第9条の2の規定に違反して利用されて</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報という。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(開示の請求) 第14条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって当該本人の特定個人情報に係る開示の請求をすることができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>(特定個人情報の利用停止の請求) 第20条の2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されるとき、第9条の2の規定に違反して利用されて</p>

いるとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル)に記録されるとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第27条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものとする。)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第28条の2 第17条第1項若しくは第22条第1項の決定又は開示、訂正、削除、利用中止若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(救済手続)

第29条 第17条第1項若しくは第22条第1項の決定又は開示、訂正、削除、利用中止若しくは利用停止の請求に係る不作為について、審査請求があつた場合は、情報公開条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「橋本市情報公開審査会」とあるのは「橋本市個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

(他の制度等との調整)

第34条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が記録されている公文書又は図面の閲覧又は写しの交付の手續が定められている場合における当該個人情報の閲覧又は写しの交付又は図面の閲覧若しくは写しの交付又は個人情報の訂正、削除若しくは利用中止については、適用しない。

いるとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル)に記録されるとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第27条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第28条の2 第22条第1項の決定又は開示、訂正、削除、利用中止若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(救済手続)

第29条 第22条第1項の決定又は開示、訂正、削除、利用中止若しくは利用停止の請求に係る不作為について、審査請求があつた場合は、情報公開条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「橋本市情報公開審査会」とあるのは「橋本市個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

(他の制度等との調整)

第34条 この条例の規定は、他の法令等の規定により、自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が記録されている公文書又は図面の閲覧若しくは写しの交付又は自己に係る個人情報の訂正、削除若しくは利用中止の手續が定められている場合における当該個人情報の閲覧若しくは写しの交付又は図面の閲覧若しくは写しの交付又は個人情報の訂正、削除若しくは利用中止については、適用しない。

2・3 略

2・3 略

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。ただし、第 14 条、第 28 条の 2、第 29 条及び第 34 条の改正は、公布の日から施行する。